

文化財所有者に係る意向確認調査業務 仕様書

1 事業概要

本市の文化財は、文化都市としての本市の価値や魅力の根幹を成す極めて重要な要素である。特に市指定・登録文化財（以下「文化財」という。）は、他都市の文化財とは一線を画す水準の高さを誇り、本市が施策として保護することを決定したものであるが、その周知は十分ではなく、当該文化財が所在する地域、行政区でも知られていない場合がある。

そのため、広く文化財の周知・活用を目指していくうえで、文化財所有者に対して活用に向けた意向があるかを確認し、活用に向けて現存する基礎データの整理を行っていく必要がある。

この事業では、これらの課題に対応するために、多角的視点から、文化財所有者への意向確認調査及びデータ整備を行う。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）とする。

3 委託業務内容

受託業者は以下の業務を遂行する。

(1) 意向調査

以下の項目について、文化財所有者（約550件）に対して郵送での調査を行う。回答がない場合は督促も行う。

ア 所有者情報の確認

文化財所有者の住所・電話番号等に変更がないかについての確認

イ 文化財の活用に関する希望

・活用したい写真の確認（再提出及び写真を変更したい場合は、所有者からメール又は電子媒体で提出を求める。）

※ SXGA（1280×1024ピクセル）以上の画面解像度の写真データとする。

※ 画像1点当たりの容量は、25MBまでとする。

・写真利用について、どこまでの利用が可能（市役所、学術雑誌・論文、教科書、その他）かについての確認

ウ 文化財の維持管理状況

・文化財の維持管理に関して、所有者自身が負担している経費（清掃、保護、修繕、その他の費用を含む）

・維持管理に係る課題

エ 所有者負担軽減に関する希望

・所有者負担軽減のために希望する支援や制度

・所有文化財の保存・維持について、行政や地域社会に望む支援や協力

(2) データ整備

ア 本市が提供する基礎データ（エクセルデータ）における「指定説明文」項目に、説明文を追記する。「指定説明文」については、当課から提供する『京都市文化財ボックス第17集 京の礎—京都市指定・登録文化財集—』及び『杣の国—京北・文化財のしおり—附

第25回京都市指定・登録文化財』に記載されているものについて、文字起こしを行う（説明文は約250～500字程度、件数は約200件）。記載されていない文化財については、「指定説明文」の項目を空欄のままとする。また、すでに記載されている項目については、追加で記載はしないこととする。

イ 本市が提供する写真データにナンバーリングを行う。ナンバーについては、基礎データにおける「指定・登録番号」を付番する。

(3) 報告書の作成

意向調査の結果をまとめた報告書を作成する。

4 成果物

任意様式で紙媒体により各部2部ずつ及びデータをCD-Rにまとめて1枚提出すること。

(1) 報告書

(2) 説明文を追記した基礎データ

※ 基礎データについては、令和8年1月31日までに提出すること

(3) ナンバーリング済みの写真データ

5 著作権等

(1) 本事業の実施により得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。

(2) 成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が適切な処理を行う。

6 その他

(1) 本事業に関する情報の漏洩を防ぎ、事前の合意なしに公開しないこと。

(2) その他、仕様書に記載のない事項、又は仕様書に疑義が生じたときは、京都市と協議し、その決定に従う。